

○議長（中西峰雄君）日程に従い一般質問を続けます。

順番9、2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）通告に従いまして、一般質問を行います。

まず1番目は、県下で一番高い水道料金の値下げを、です。

以前より、橋本市の水道料金は高いという声がたくさんありました。今年、紀の川市が水道料金を統一したことによって、橋本市の水道料金は県下で一番高くなりました。値下げする方法がないのか伺います。

①水道料金が高額になった理由を、平成19年3月定例議会で上下水道部長が次のように答弁されました。「昭和47年の事業計画で給水人口を14万4,000人と計画を立て、毎秒1 m<sup>3</sup>の水利権の確保のための大滝ダム建設事業負担金、それに浄水場施設やこれに関連した配水池等の総配水施設の整備となっています。しかし、人口は伸びず、水道料金収入の伸び悩み、また、施設整備による減価償却費の増加及び整備を進めるための企業債の償還利息が現在の水道事業会計を圧迫しており、このことが水道料金にはね返っている。」これで間違いありませんか。

2番目、橋本市の水道料金は、昭和59年に高料金対策の補助を受けるために基本料金が1,700円に大幅に値上げされ、その後、消費税の導入で2度値上げをされ、平成9年から1,780円となっています。今年、先ほども言いましたが、基本料金で県下一高い水道料金となりました。平成21年度の一般家庭の平均使用水量は1カ月21.17m<sup>3</sup>です。そこで、県下9

市を比べてみました。20m<sup>3</sup>で3,000円を超えるのは橋本市だけです。また、25m<sup>3</sup>で4,000円を超えるのも橋本市だけです。市長は橋本市の水道料金をどう考えておられますか。

3番目、橋本市の水道事業会計は毎年欠損金を出し、平成17年度は約9億2,000万円の累積欠損となっていました。しかし、合併後黒字に転じ、平成21年度では約7億円まで累積欠損を減らしました。例えば、基本料金を100円引き下げるとしますと、1世帯年間1,200円の値下げとなります。現在、給水戸数が2万5,000戸余りありますので、年間約3,000万円あれば基本料金を100円下げることができます。累積欠損をなくするのが遅くなるだけだと考えれば、値下げをすることはできませんか。

2番目に移ります。教育予算と就学援助の充実を。

小泉内閣の「構造改革」によって、日本社会はルールなき資本主義とも言うべき、利益さえ上げればいいという弱肉強食の社会に急速に変質させられると同時に、社会保障は「自己責任」の言葉のもとで、切り捨てられ改悪されてきました。2009年10月、厚生労働省は2006年の相対的貧困率が15.7%であると公表しました。相対的貧困率とは、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合です。中央値は年収228万円です。収入金額では単身世帯で月収9万5,000円未満、4人世帯で19万円未満の世帯に属する人口の割合です。相対的貧困率が15.7%ということは、国民6.4人に1人が貧困状態にあることを意味します。さらに、ひとり親の貧困率は54.3%に達しています。このような中で「子どもの貧困」が

問題となり、未来を担う子どもたちの学習権ばかりか、命と健康を脅かす事態となっています。

①橋本市の子どもたちの「貧困」に関する実態はどうなっていますか。

②学校教育法では、「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」とされており、就学援助制度があります。就学援助の対象者のうち「準要保護者」は「市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者」となっています。そこでお尋ねします。この10年間の準要保護者の基準と対象人数はどうなっていますか。

③橋本市では学用品費、給食費、修学旅行費などを支給していますが、文部科学省は補助対象品目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を追加しています。家庭の経済的理由によりクラブ活動等に制約がないようにするためにも、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費援助を橋本市でも追加してください。

④年々教育予算が削られ、例えば、パソコンはあってもカラープリントは枚数を制限する。机やいすを交換したくても年間10万円の予算しかない。小学校では派遣旅費がついていないので、水泳大会、陸上大会、音楽祭などでバスを借りるのにPTA会費から出してもらっている。などという話を聞きました。保護者の負担が増えないように教育予算の増額を求めます。

3番目に移ります。3番目は、防犯灯の設置と管理は市の責任で。

防犯灯は市民の安全を守るためになくてはならないものです。しかし、新たに設置する場合、全額が区(自治会)負担となっており、維持管理も区(自治会)が行わなければならない、大きな負担となっています。市内には市

が設置、管理している防犯灯もあり、区(自治会)管理の防犯灯と混在しているところもあります。通学路や不特定多数の人が通る道路は市の責任で防犯灯を設置、管理するべきではありませんか。

4番目に行きます。TPP(環太平洋経済連携協定)について、市長の見解を問う。

政府は、11月9日、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、その中でTPPについて、関係国との協議を開始すると明記し、来年6月には参加するかどうか決定すると表明しました。

日本がTPPに参加することになれば、農林水産省の試算で、食料自給率は40%から13%へ低下、農業の多面的機能は3兆7,000億円程度喪失、関連産業への影響は国内総生産で8兆4,000億円程度減少、350万人程度の雇用が失われると出ています。紀北川上農業協同組合からも「TPP交渉参加反対に関する緊急要請」が出ています。また、全国町村会は12月1日に「環太平洋連携協定(TPP)参加反対の特別決議」を採択、2日には、農業委員会の全国会長代表者集会が開かれ、「環太平洋連携協定参加に反対する決議」を満場一致で採択しました。市長はTPPについてどうお考えですか。

以上です。

○議長(中西峰雄君) 2番 阪本君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

[市長(木下善之君)登壇]

○市長(木下善之君) 阪本議員の質問の中で、環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPという問題について答弁をさせていただきます。

2006年にニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの4カ国が発効させた貿易自由化をめざす経済的枠組みであり、加盟国間で取引される全品目について、関税を原則と

して100%撤廃しようというものでございますが、2015年をめぐり、基本的に関税全廃を実現すべく協議が行われておるのが昨今の状況であります。

2010年11月現在、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの5カ国がTPPへ参加、次いでコロンビアやカナダも参加の意向を表明しているようであります。

日本は、2010年10月に開かれた「新成長戦略実現会議」におきまして、菅首相がTPPへの参加を表明しましたが、2010年11月9日の閣議決定では、TPPへの参加は決定されず、「関係国との協議を開始する」との決定が下されました。

TPP参加に反対している農林水産省の試算では、国内1次産業の生産額約4兆円が減少するとの試算が出されております。一方、推進している経済産業省は、輸出が約8兆円増えるとの試算も出されています。

国においても省庁間で賛否があり、意見が対立しているこの問題は、大変重大で難しい問題であると思っております。今後、国や各種団体等の動向も注視しながら、誤りのない対応をしてみたいと考えております。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたさせます。

○議長（中西峰雄君）教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）教育予算と就学援助のご質問にお答えします。

1点目の、子どもたちの「貧困」に関する実態についてですが、厚生労働省が国民生活基礎調査をもとに算出した相対的貧困率といった指標が橋本市にはありません。そこで、平成17年度から平成21年度の、過去5年間の要保護及び準要保護児童の割合からお答えさせていただきます。

小学校の要保護児童は0.4%から0.5%、中

学校の要保護生徒は0.5%で変化はありません。小学校の準要保護児童は6.9%から10.2%、中学校の準要保護生徒は8.1%から11.8%となっていることから、経済的支援を必要とする家庭が増えているのが実態です。

2点目の、準要保護の基準と対象人数についてお答えします。

準要保護の認定基準は、「橋本市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱」で規定しており、第4条第2項では、前年度又は当該年度において、①生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者、②地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税の者、③地方税法第323条に基づく市町村民税の減免の者、④地方税法第367条に基づく固定資産税の減免の者、⑤国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免の者、⑥国民健康保険法第77条に基づく保険料の徴収の猶予又は減免の者、⑦児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給の者となっています。

第4条第3項では、第2項に該当しない者の中で、①保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者、②保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者、③PTA会費、学級費等の学校納付金の納付状態が悪い者又は学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、④経済的理由による欠席日数が多い者も対象となっています。

また、第5条第1項では、第4条第3項の認定にあたり、当該世帯全員の所得金額合計額と特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額により算出した需要額を基準とし、所得を除いた値が1.0以下となる場合に対象となることを規定しています。

次に、過去10年間の対象人数ですが、書類

保存年数が5年間となっていますので、過去5年間のデータでお答えさせていただきます。17年度から平成21年度の過去5年間の準要保護児童生徒数は、小学校が287名から390名、中学校が174名から218名と増加しています。

3点目の、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費にも援助を、との質問についてお答えします。

準要保護児童生徒就学援助費交付対象費目は、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費の8項目となっていました。平成22年4月より文部科学省は対象費目を、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目を加えました。教育委員会では小・中学校の現状を調査するとともに、今後、校長会等と協議を持ち、方向性を出してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。

4点目の、保護者の負担が増えないように教育予算の増額を、との質問についてお答えします。

子どもたちの人格の完成を目的とした教育推進には、言うまでもなく教育予算の充実が望まれるところであり、教育委員会としても同様の思いであります。また、ご質問にあります保護者負担の軽減策はできる限りとることが望ましいと考えます。教育委員会としては、教材消耗品費や生徒派遣費など、保護者負担の軽減につながる予算について、限られた予算の中ではありますが、一定の額を維持していけるよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）続きまして、防犯灯の設置と管理についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、本市におきましては、

防犯灯の設置及び管理は地元の区や自治会でお願いをしており、市は「橋本市防犯灯電気料金補助金交付要綱」に基づき、電気料金の40%を補助金として区や自治会に交付させていただいております。

現在、市民安全課において管理している防犯灯は90基で、区や自治会が管理している防犯灯は関西電力との契約件数で約6,600件、防犯灯の基数にしますと1万基程度になると推測され、防犯灯電気料補助金として平成21年度は683万3,400円の補助をさせていただいております。

通学路や不特定多数の人が通る道路は市の責任で防犯灯を設置、管理すべきではないかとのおただしですが、市内の主要な幹線道路については、市が道路照明を設置し維持管理を行っています。市内の防犯灯すべてを市が一括で設置及び管理を行うとなると相当な経費を要することから、市といたしましては、受益者負担の観点から、設置及び管理は区や自治会でお願いし、電気料金の一部を補助させていただくという現行の方式を継続していく考えでありますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

〔上下水道部長（古井良平君）登壇〕

○上下水道部長（古井良平君）水道料金のご質問についてお答えいたします。

1点目の、水道料金が高額になった理由につきましては、平成19年3月定例議会で答弁させていただいたとおりでございます。

2点目の、水道料金については、議員ご承知のように、水道事業は「独立採算制」を原則とした「地方公営企業」という運営形態で、必要な経費は利用者のお支払いいただく水道料金によって賄っています。このことから、各水道事業体によって、「地理的条件」や「豊富良質な水源のあるところとそうでないところ

ろ」「水源が遠距離にあるかそうでないか」「給水区域が広大で人口が散在しているかどうか」等々の要素が事業運営の経費に大きく左右することになります。

これらの要素を考慮して橋本市の料金を算定しており、妥当であると考えております。

3点目につきましては、平成21年度決算では約8,000万円の単年度黒字を計上しましたが、これは起債の補償金免除繰上償還制度において支払利息の免除等経費の軽減に努めた結果の黒字であり、依然として累積欠損金が約7億200万円計上されており、現在の状況では料金の値下げには至らないと考えております。

その理由といたしまして、基本料金を100円下げるのに約3,000万円の経費が必要とのことでありますが、この財源として、単年度黒字約8,000万円のうち約3,000万円を充てることについては、今後も約8,000万円の黒字が見込めるかどうかは難しく、単年度黒字は一過性のものであり、水道のような公共性の高い料金は、もうかったから下げる、下げて赤字になったから上げるというような不安定なものであってはなりません。

一般的に申し上げれば、5年先、10年先を見越して人口変動に対する供給水量が適切なのか、水道管や浄水場などの施設の更新や修繕は必要ないのか、借金の返済は今後どうなるのかなど、いろいろな側面から長期的に判断を行っていく必要があります。今後、老朽施設の更新事業やダム完成時における維持管理費の負担等に費用が必要となってくることから、現段階においては、まず累積欠損金の解消に努めてまいりたいと考えます。

今後、料金の見直しが必要となった場合は、将来の経営状況を見きわめながら、適正な時期に「水道料金が、能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし公正妥当なものであ

ること」という基本的な考え方のもとに、慎重審議の上料金決定を行い、議会へ上程していきたいと考えています。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君、再質問ありますか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そしたら1番の水道料金のほうから行かしていただきます。

日本共産党は今までからも、一番の高い水道料金の原因になった理由からも、毎秒1tの水利権というのが給水人口を多大に見積もったものであり、現状に合わせて見直すことを求め続けてきました。一時は、このダム完成時に見直しを行うと答弁されたこともありましたが、現在は企業誘致を進めていることもあり、水利権の見直しを行わないというふうに答弁されています。まず、これで間違いありませんか。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

○上下水道部長（古井良平君）はい。そのとおりでございます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）真土の浄水場の1日配水能力は4万9,000tです。これは毎秒に直しますと0.567t。私、平成9年度から決算書でずっと調べてみたんですけども、平成21年度までの決算書からですが、1日最大配水量は平成17年度の2万8,248tです。このときは高野口町との合算になっております。これは毎秒に直しますと0.327t。それから最大配水量がこれを超えたことはありません。まあ言うたら、年々下がっています。1日平均配水量の最大もこの平成17年で、2万4,473tというふうになっています。このことから見ても、毎秒1tのお水が必要になるときというのは、どういう橋本市というか、人口とか企業の数とか、どういう橋本市になったときに、この毎秒1tが必要であるというふうにご

られますか。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

○上下水道部長（古井良平君）紀の川の水位というか、取水制限ということで、渇水時におけます率が66%ということでありまして、その1日8万6,400tの取水、万が一渇水をいたしますと、その66%ということで5万7,000m<sup>3</sup>ほどの水量が必要になってきます。それで、本市の最大取水の実績は3万1,543m<sup>3</sup>でございますので、あと考えれば2万m<sup>3</sup>ほどの余裕というか、そういうことがとれるということの範囲になると思いますので、そこまで給水できると。そこまで市において企業誘致など、そこまで活性化ができるかと判断しております。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）渇水時でもあと2万tの余裕があるから毎秒1t必要なんだということなんですけれども、実際に、今ある真土の浄水場の1日配水能力は4万9,000tです。それで、人口が伸びるという見込みというのはほとんどないといえますか、今でも計画給水人口というのはどんどん見直しをされていて、今では6万7,100人というのが計画給水人口になっています。実際の人口よりも少ないんですけども、だんだん節水型にもなっていますし、人口が伸び悩んでいる中で、水の需要が増えるということは考えにくいことですし、また、企業といっても、まだ企業誘致をこれからされるということで、まだ全部張りついたわけではありませんけれども、しかし、それでも今現在では最大配水量、過去の最高は3万1,500tということなんですけども、まあ言うたら3万tも増えるような見込みがあるようには思えないんですけども、なおかつ、この毎秒1tというのを持ち続けるということは、先ほどもおっしゃいましたけども、ダムが完成したときに維持管理費として毎秒1tの、結局2.9%をずっと払い続けなければな

らないということになります。この2.9%というのが、結局、今までの橋本市の水道事業をかなり圧迫してきていると思うんですが、それでも1tはどうしても必要だということですか。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

○上下水道部長（古井良平君）その1tの必要ということでございます。それは、先ほども答弁いたしましたように、5年先、10年先を見越して、人口変動に対する供給水量が適切なのかということで、浄水場の稼働率、稼働性をどういう具合にしていいたら1tの稼働で、半分でできるか、調整できるかという機械の調整などをも考えていかなければならないということでございます。

また、ダム負担金については、今、ダム維持管理費及び国有資産交付金が必要ということになっておりますが、まだ金額については掲示がないところでございます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）ダムが完成した時点で維持管理費、今いくらになるかわからないとおっしゃいましたけども、今までの答弁から言えば、3,500万円だとか7,000万円だとかいろいろなが出てきてたんですが、この維持管理費というのは、実際に収益的収支のほうに入ってきますので、水道料金に直接はね返ってくるんです。今まででしたら資産のほうに入ってたんですけど、今現在、確かに合併後、だいたいで言いましたら平成18年が3,700万円、平成19年が4,300万円、平成20年が5,500万円、平成21年が8,200万円と年々黒字幅は増えてきてるんですが、これが大幅にダムの維持管理が要ることによって、黒字幅が減ってくるということが予想されます。

ダムは24年に試験湛水をして、25年度完成予定ということなんですけど、そのときにやっぱりこの2.9%の負担というのは、今以上に重

くのしかかってくると思います。それでも将来の人口増だとか、企業増だとかとおっしゃるんですけども、実際のところ、それだけの多量の水を必要とする企業というのは、どういうものが想定されているのでしょうか。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

○上下水道部長（古井良平君）企業誘致の、どれぐらいの企業かということについては、日400㎡程度以上使用できる、そういううどんとか牛乳とか、いろいろのことを考えております。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）私が言いたいのは、結局、橋本市を苦しめている大本には、特定多目的ダム法があると思うんです。この法律がある限り、負担から逃れられないといえますか、もともとの法律を改定させるといえますか、そもそも最初は230億円ぐらいのダムの予定だったのが、3,000億円を超える大きな負担になって、橋本市にとっても、最初の予想とは大きく違っていると思うんです。けども地すべりが起こって、その対策費も含めて、ずっと受益者負担ということで、取水権を持っているところに負担を負わせるという、このやり方そのものがやっぱり橋本市の水道を苦しめていると思うんです。

だからこそ、本当は1 t必要ないんだけども、まあ言うたら返上したいんだけども返上できないというか、そういうことがあるんじゃないかなと思うんですが、そうではなくて、橋本市はあくまでも1 tが必要だということになると、ちょっと自分とこが必要なんだから払うのは当然なんだということになりますので、その辺のところをはっきりさせていただきたいんですが。

○議長（中西峰雄君）答弁できますか。

11時10分まで休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。2番 阪本君の再質問に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（古井良平君）議員おただしの多目的ダム法により水利権の取引手があれば減額という可能性があるということで、今は水利権を求める自治体等はありませんので、ダムが完成しても水利権をそのまま持ち続けるということでございます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）結局、譲るところがないので持ち続けなければならないということなんですが、この多目的ダム法、これが大本にありますので、例えば和歌山県で言えば、人口規模が違いますけども、和歌山市も同じように大きな負担をされています。そういうふうな関係の市とか県とかも含めて、法律そのものを変えるような働きかけを国にしていかなければならないのではないかなと思うんです。それにぜひ力をあわせていけたらなと思うんですが、そういうことです。

それと、私、今回この質問をするのに、同じように多目的ダム法で負担をしている和歌山市の水道料金はどうなのかというふうに調べてみましたら、和歌山市は基本料金が945円で、とても安いんです。何でこんなに違うのかなとすごく不思議に思ったんですけど、和歌山市の決算を見てみたら、減価償却費の割合が橋本市と全然違うんですね。和歌山市の場合は、平成20年度の決算で減価償却費は28.5%なんです。それが橋本市は平成21年度で58.79%ともものすごい、6割近い減価償却費の割合になっています。これはダムの水利権だけじゃなくて、それだけ橋本市が起伏に富んだ高低差の大きい地域で、どんどん整備を

していったという結果だと思えるんですけども、それにしてもこの減価償却費、何とかならないのかなというふうに思ったんです。

それとは関係ないんですが、済いません、3番の100円値下げはできないという答弁だったんですけども、平成21年度、一般家庭の平均水量は平均21㎡なんですけれども、ゼロから9という、まあ言うたら使っている量よりもたくさん、実際の使用量よりもたくさん支払われている家庭の割合というのが、実に22.9%もあるんです。こういう、実際はゼロとか1とか、ほとんど使っていないけれども10㎡分払っているという家庭がたくさんあると。こういうところにも支えられて水道の収益になってるんだなと思うんですが、せめて、この基本料金100円を下げることで、こういうところに還元できるのではないかなということも考えて、100円値下げできないかという質問をしたんです。

さっきも言いましたけど、確かに常に8,000万円の利益が出るかどうかというのはわかりませんが、ダムが完成した時点では確実にこれだけの利益にならないというか、維持負担分が増えてきますので確実に減るんですけども、それでもやっぱり、きのうも、市長もこの水道料金がネックになって転居を見合わせる方もあったという話をされましたけれども、何とか、ただ、100円下げたからといって県下で一番高い基本料金が3番目になるだけなんですけれども、それでもたとえ数年であっても、こういう形で市民に還元できないかなと思うんですけども、再度お尋ねいたします。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

○上下水道部長（古井良平君）議員おただしの21年度の使用料の集計ですが、10㎡までの件数は7万7,772件ということで、件数にいたしましては27.1%ぐらいの基本料金内でおさ

まっているという数字もございます。

それともう一つご質問、もう一度お願いいたします。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君、指摘願います。

○2番（阪本久代君）先ほどは100円値下げできないという答弁だったんですけども、もう一度、100円値下げできませんかとお尋ねいたしました。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

○上下水道部長（古井良平君）先ほども答弁させていただきましたように、維持管理費等々、現状では値下げを考えておりません。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）これからもできるだけ値下げの方向を求めていきたいと思えます。

2番に移ります。先ほども橋本市の状況として、要保護とか準要保護の対象者の割合が増えていることから、経済的支援が必要な家庭が増えているというふうにおっしゃっていただきました。私も、実際どんなふうになっているのかということで、準要保護の場合、昨年12月議会での答弁で、だいたい6割ぐらいがひとり親家庭であるというふうに答弁をされております。先ほど貧困率も言いましたけれども、ひとり親家庭の場合、5割を超える家庭が貧困であると政府の統計でも出ているんですが、そういう中で、親は必死に生活のために二つ、三つと仕事をかけ持ちをしていると。そういう中で子どもたちは学校で起こったこととか、家に帰って話をしたいんだけれども、忙し過ぎて聞いてもらえないと。

そういう中で、家庭での居場所というか、家庭での安定感と言いますか、安心感を失う中で、結局、学校でその気持ちを発散するというか、そういう状況にもなってきているという話も伺いました。そういうのが積み重なっていく中で、中学3年生になって高校の進



学の時期になっても、なかなか勉強に身が入らないといえますか、もう就職を希望される方もあると。だけでも今の現在は、大学を卒業してもなかなか就職先が決まらない時代ですので、中学を卒業したとしても正規の仕事につけるかどうかと、本当に心配というか懸念するわけです。

そういう中で、橋本市の子どもたちが希望を持って中学校を卒業していけるように、やっぱり市全体として、教育には力を入れていかなければいけないのではないかと思うんですけれども、その点については教育長、どうお考えでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（松田良夫君）私も最後は小学校で5年間勤務しました。その中で実感したことは、離婚率が非常に高い。その離婚が子どもにさまざまな形で影を落としている。家庭環境が変わります。経済的な背景も随分弱くなってしまいます。そんな中で子どもがしんどくなっていくという状況を随分目の当たりにしました。

その中で私自身考えたことは、この離婚を阻止するような、やめさすような社会の仕組みとか、あるいはそういう、きのうは結婚の話になったんですけど、そんな仕組みってできへんのかなと、学校としてそんなことに働きかけていける機能って有せれへんのかなと、そんなことを真剣に考えたことがありました。去年は家庭教育支援室で勤務させていただいたんですけども、その中で、やっぱり夫婦を支える地域というもの、子どもを見守る地域というもの、そんなものがどういう、いわば行政の中での機能の中で生まれていくかなと、そんな中で家庭教育支援室のあり方というものも、ちょっと考えた時期がありました。

そんなことの支えていく教育として、やっ

ぱりこれからはキャリア教育というんですか、子どもたちが自分の未来をしっかりと見つめていく教育、貧しいがゆえに、やっぱりそういう貧しさを世代間で連鎖させていけないというか、そういう教育的な仕組みというのは絶対要るんだろうなど。その中で考えていくべきことは、キャリア教育、彼らが希望を持って、望みを持って、将来の夢を持って、そして日々生活していくような教育のあり方ということが、これから一番求められていくことなんだろうなど。学力も体力も、すべてそのことにかかわっていくんだろうなど。それだけにキャリア教育の課題の大きさというんですか、難しさというんですか、そんなものを感じるんですけども、そこをしっかりとめざしていくことが、今、子どもたちの置かれている状況を、彼ら自身が切り開いていく、そういう武器になってくというか、そんなことをしみじみ感じてました。

以上です。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そこで、先ほど、この5年間の準要保護の基準と対象人数をお尋ねしたんですけども、貧困が進んでいる中で、どんどん必要な家庭は増えているんですが、実際に言いましたら、この基準もずっと同じかというところではなくて、生活保護と現在は同程度の収入の家庭ということになっているんですが、合併前の橋本市では、それに1.3倍という基準があったと。で、合併後、高野口町に合わせて1.1倍になり、またその後1倍に減らされてきたというふうに伺っております。

そういう中で、基準はどんどん下がってるんだけれども、対象は増えているという、こういう現実はあるんですけども、やっぱり家庭の経済的事情によって、先ほども言われましたが、貧困の度合いが結局学力にも比例

するといえますか、そういう時代にもなっていますので、家庭の経済的事情によって子どもたちの学習なり、そこに影響が出ないように、今の基準をもとに戻すといえますか、もっと増やすことができないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）基準につきましては、今ご指摘のあったような経過を踏んでおるんですけども、今おただしの見直しということについては考えておりません。ただ、先ほども答弁の中にありましたように、项目的に国の基準が増えておりますので、そういった中で、教育委員会としてはできるだけそういったところを考慮して、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）できるだけ子どもたちに、また保護者にも負担がかからないように、よろしくお願いいたします。

3番に移ります。先ほど、今までどおりという答弁をいただいたんですけども、また、主要な幹線道路は市が持っている。実際に、私の住んでいる光陽台のことで申しわけないんですけども、光陽台では矢倉脇区にある防犯灯の電気代をずっと払い続けているんです。光陽台は区画整理事業で開発をされたんですが、道路幅が4mのところもたくさんありますし、また、市道認定のときに、認定できずに改善させたところもあったというふうに聞いています。南海バスが停留所をつくりましようかと言ってくれたにもかかわらず、光陽台は確かに駅まで歩いて行けるんです。駅まで歩いて行けるのが売りなので要りませんということで、断ったというふうなことも聞いています。

それで、駅まで歩くのには家も少ないです

ので、真っ暗な中で危険ということで、防犯灯は絶対必要なものです。けども当時は、設置は市がしても電気料金は全額区が負担のときでした。だから、光陽台が負担するので設置させてほしいと矢倉脇区に了解してもらったのではないかなというふうに思うんです。住民が入居する前にそのことは全部決められていて、後から入った住民は、現在もずっと電気料金を負担しているというのが実際です。また、10年ほど前には、防犯灯はあるんですけども、それでも暗くて、暴行事件が2件ほど起こって、その後、市が水銀灯を設置もし、今は市が管理している防犯灯、光陽台が管理している防犯灯が混在している状態です。

こういうところというのは、光陽台だけではなくて、いろいろなところにあると思うんです。実際に、この光陽台の場合でも、紀見峠から光陽台までの道というのは、光陽台の住民だけが通るわけではなくて、紀見ヶ丘の人でも林間だけじゃなくて紀見峠の駅を利用される方もありますし、実際にたくさんの、限られた区の人だけじゃなくて、いろんな方が通られるわけです。こういうところは本来、市が設置管理するべきところではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）市民安全課のほうでは防犯灯を担当させていただいております。ちなみに、この防犯灯につきましては、各自治体が地域、地域で議論していただいて、設置をしていただいておりますという位置付けでございます。ですから、防犯灯を設置されていない区もございます。ちなみに申し上げますと、今、光陽台でございますと、防犯灯としては144本ということで申請をさせていただいております。ですから、この防犯灯につきましては、地域、地域での対応をしていた

だいておるといのが現状でございます、先ほどもご答弁させていただきましたが、やはり受益者ということで、負担をお願いをしたいということで、従来どおりの40%補助でご理解を賜りたいと思います。

今、ご質問ありました道路等につきまして設置しておりますのは、街路灯ということで、道路の周辺、特に暗いところとか、そういったのは建設部のほうで対応させていただいておると。また、通学路につきましては教育委員会のほうで対応させていただいておるとい状況でございます。

○議長（中西峰雄君） 2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）確かに光陽台の、区域の中は区が責任を持つというのはよくわかるんですけど、そうではなくて駅から光陽台までの距離のことを言っているので、今のは当てはまらないと思うんです。だから、不特定多数の方が通るところ、そういうところは市が責任を持つべきではないんですかと尋ねたんですが、いかがですか。

○議長（中西峰雄君） 建設部長。

○建設部長（松浦広之君）議員のご質問と若干それるかもわかりませんが、いわゆる道路照明につきましては、建設部のほうで対応しております。道路照明というのと防犯灯というのを市民目線から見ますと、どこに線引きがあるのかということになるかとは思いますが、道路照明というのは、あくまで交通の安全性を確保するという視点でございます、約699kmありますすべての市道に照明をつけるわけにもいきませんので、専ら幹線道路等、特に交通量の多いところの交差点、あるいはたくさんの方が横断する歩道、そういったところを重点的に配置しております。

そういった中で、そういう交通的な視点から街路灯の設置が必要であると判断される場合には、建設部のほうで対応可能かと思いま

すけども、今おっしゃられてたようなケースは現場を見た上でということになるんですけども、そういった視点でないと街路灯としての設置は困難かなというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君） これをもって、2番 阪本君の一般質問は終わりました。